地域医療構想調整会議

◆地域医療構想について 1

阿蘇地域保健 医療推進協議会

保健医療計画

地域医療構想

熊本県 保健医療 推進協議会

熊本県地域医療構想調整会議 (医療法第30条14) 「大枠のルール作り」

(例)

- ・県下全域に影響を与える「政策医療を担う中 心的な医療機関」の役割明確化
- ・地域医療介護総合確保基金の県計画報告

etc

阿蘇地域 医療構想 調整会議 他9箇所 (熊本·御船、宇城、 有明、山鹿、菊池、 八代、水俣、人吉、 天草)

- 医療法に基づき、 保健医療計画の中 に地域医療構想を 定める。
- 地域医療構想は、 県調整会議と各地 域調整会議で展開。

地域医療構想調整会議

◆地域医療構想について2

【基本的事項】

- 1 まず、以下について協議の上、合意形成を行う。
 - ①2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
 - 22025年に持つべき医療機能ごとの病床数
- 2 国又は県が示す病床数の必要量は、「推計値」 及び今後の「トレンド」を示したものであり、各指標を 踏まえて将来の医療需要を念頭に、地域のあるべき 医療提供体制を考える。
- 3 県は、病床の不足が見込まれる病床機能への転換について、転換のための施設や設備の整備の支援等を行う。

2

確認資料

地域医療構想調整会議

◆前回(第4回調整会議)について

【決定事項】

- 1 政策医療を担う中心的な医療機関における、統一様式に 基づく発表について
 - ・第5回会議にて、公立・公的病院2つが発表 (阿蘇医療センター、小国公立病院)
 - 第6回会議にて、民間病院3つが発表 (大阿蘇病院、阿蘇温泉病院、阿蘇立野病院)
- 2 上記1の発表に伴う協議の時期
 - ・全ての病院が発表を終えた後(第6回調整会議で実施予定)
- 3 協議後の合意形成の決め方
 - •出席委員の過半数の合意を得る